

第5次千葉県里山基本計画

令和4年 3月

千葉県

第5次千葉県里山基本計画 目次

I	里山基本計画の趣旨	3
II	千葉県里山基本計画の成果と課題	3
1	取組の成果	3
2	今後の課題	4
	(1) 里山活動団体の組織基盤の強化	
	(2) 事故防止対策の見直しや強化	
	(3) 土地所有者による管理が見込めない森林の増加	
	(4) 市町村による里山活動支援の促進	
III	計画期間	5
IV	里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針	5
	基本的な目標	5
1	目指す姿	6
2	里山活動の目標	6
3	取組の方針	7
	(1) 里山整備活動の支援	
	(2) 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進	
V	里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1	里山整備活動の支援	8
	(1) 自立した里山活動団体の育成・支援	
	(2) 里山活動団体の参画の促進	
	(3) 地域の課題に取り組む里山活動の促進	
2	市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進	9
	(1) 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化	
	(2) 里山資源の有効活用による地域の活性化	
3	調査及び研究の推進	10
VI	施策を推進するために必要な事項	10
1	地域の合意形成と市町村との連携強化	10
2	関係施策との調整と連携	11
3	進行管理	11

I 里山基本計画の趣旨

農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい景観を形成し、県民にとって貴重な財産となっています。

そして私たちは、この里山から、地球温暖化防止や豊かな生物多様性と生態系等の保全、災害の防止、教育や憩いの場の提供、伝統的な生活文化の継承等の多面的機能を享受してきました。

一方、里山では手入れ不足の森林の増加や、放置竹林の拡大等が進んでおり、多面的機能の低下のほか、イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が深刻な問題となっています。

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成 15 年千葉県条例第 5 号、以下「里山条例」という。）」を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。

第 5 次千葉県里山基本計画は、これまでの千葉県里山基本計画（以下「里山基本計画」という。）の計画期間における取組の成果と課題を評価し、社会情勢の変化等を踏まえて、千葉県総合計画「～新しい千葉の時代を切り開く～」及び「千葉県農林水産業振興計画」の下、これからの里山活動の基本的な方針を定めたものです。

II 千葉県里山基本計画の成果と課題

里山条例第 9 条に規定される里山基本計画が策定されてから、計画に基づく里山活動の促進に向けた様々な施策を実施してきました。

里山基本計画に基づく取組による成果と課題は、以下のとおりです。

1 取組の成果

里山活動によって整備された面積は延べ 370 ヘクタールとなり、第 4 次里山基本計画の目標を達成しました。

第 4 次里山基本計画の目標値

	基準年度 (平成 28 年度末)	目標年度 (令和 3 年度末)	実績 (令和 2 年度末)
里山活動団体が整備・ 保全する森林の面積	305 ha	340 ha	370 ha

《参考》

○ 里山活動協定の認定取得状況

里山活動協定の認定取得の促進や、里山活動への支援や普及啓発等を行った結果、これまでに128件の里山活動協定が認定を取得しています。

	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数
里山活動協定の認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1

○ 第4次里山基本計画における里山活動の推進状況

① 多様な人々の参画の促進及び地域の課題に取り組む里山活動の支援

多様な人々の参画による里山活動が広がりつつあり、単なる里山の保全・整備活動に留まらず、竹林の整備で発生する竹を利用した竹炭生産や竹灯籠イベントの開催や都市住民による人工林整備と発生材を活用した家づくり、子連れで行う森づくりなど、地域の実情に応じた様々な活動が展開されています。

② 里山活動の裾野を広げる地域連携の促進及び里山資源の有効活用による地域の活性化

竹林整備で発生した竹を竹炭以外に素材として活用する取組や幼竹をメンマに加工・販売する取組など、里山資源を活用する取組が里山活動団体と製造販売者等が連携・協働して行われています。

③ 自立した里山活動団体の育成・支援

主体的に地域に根差した活動や自主的に安全対策に取り組む里山活動団体は増えつつありますが、多くの里山活動団体が構成員の高齢化等の課題を抱えています。

一方で、令和2年度に実施した里山活動団体を対象としたアンケートによると今後活動面積を増やす意向のある団体や活動の幅を広げる意向のある団体も3割程度存在しています。

2 今後の課題

(1) 里山活動団体の組織基盤の強化

人口減少や高齢化の進展、働き方改革に伴う定年延長などの社会情勢の変化に伴い、里山整備活動へと向かう人数の減少等により世代交代が進んでいないことから、活動休止状態の団体が増加し、今後は解散となる里山活動団体も増えることが予想されており、里山活動団体の組織基盤の強化が求められています。

(2) 事故防止対策の見直しや強化

第4次里山基本計画期間内において、里山整備活動中に死亡事故が発生したことから、今後二度と同様の事故を繰り返さないために、再発防止に向けた徹底した取組が必要とされています。

(3) 土地所有者による管理が見込めない森林の増加

人口減少時代に入り、今後は土地所有者による自発的な手入れが見込めない森林が一層増加していくことが予想され、里山活動団体による森林保全だけではカバーしきれないことから、新たな形で、里山を整備・保全しながら、地域で活用していく方策が必要と考えられます。

なお、既存の里山活動団体のこれまで培った知識やスキルを次世代につなげることも、引き続き必要であることから、里山活動団体による森林保全等の取組の重要性が増すものと考えられます。

(4) 市町村による里山活動支援の促進

市町村は、地域における里山の保全、整備及び活用の推進役として主導的な役割を担うことが期待されていますが、担当部署の不明確、人員の不足、限られた予算などにより、令和3年度に里山活動の支援に取り組んでいる市町村は28市町村に留まっています。

このため、市町村の里山に対する理解を深め、里山活動支援への取組を促進する仕組みづくりや森林環境譲与税を活用した里山整備など、市町村の里山活動を有意なものへと誘導するインセンティブが必要となっています。

Ⅲ 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4か年とします。

Ⅳ 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

基本的な目標

多様な人々が里山活動に参画し、森林の多様な恵みを引き出す、新たな里山づくりの実現

第4次里山基本計画期間において、令和元年房総半島台風による甚大な森林被害の発生、市町村が実施する森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与の開始、政府による2050年カーボンニュートラルの宣言など、本県の里山の保全、整備及び活用を取り巻く情勢は大きく変化しています。

県では、市町村における里山活動の現状と課題を把握するため、令和3年度に県内市町村の関係各課を対象に里山施策に関するアンケートを行ったところ、多くの市町村が里山整備等の必要性は認めているものの、限られた予算や人員の中で行政サービスとして取り上げるには優先順位が低いことがわかりました。

一方、里山活動団体の多くは、団体運営に必要な資金の不足や構成員の高齢化などの問題を抱えており、次世代を担う新たな人材が育っていない場合が多く、団体の運営・存続に支障をきたしている状況もみられます。

本県ではこれまで、里山活動団体の育成・支援に重点を置いてきましたが、今後は、各団体それぞれの活動の質を高め、里山活動が社会において一層評価が得られるよう、努めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本県の里山に関する施策について、見直し、改善を図っていく必要があることから、新しいステップに入るための里山づくりの目指すべき姿、その実現に向けた目標指標及び取組の方針を定めます。

1 目指す姿

第5次里山基本計画では、これまでの施策を継承しつつ、里山の価値を創造する新たな仕組みの構築に向けて、目指す姿を以下に示します。

目指す姿1 多くの里山活動団体で自立した運営が行われている。

目指す姿2 市町村等の地域が主体となって、県内外の企業・団体等の多様な人々が参画して魅力的な里山活動が行われている。

2 里山活動の目標

基本的な目標の実現に向けて、次の目標指標を掲げ、進捗を管理します。

	基準年度 (令和2年度末)	目標年度 (令和7年度末)
里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積(注1)	524 ヘクタール	605 ヘクタール
里山活動の支援に取り組む市町村数(注2)	28 市町村	38 市町村

(注1)「里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積とは、

- ① 里山活動協定認定制度に係る協定地、
- ② 法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林、

③ 森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地、

④ 市町村において支援等を行っている里山活動団体等の活動地

等において、当該年度に整備・保全する森林（樹林地等）面積とします。

（注2）「里山活動の支援に取り組む市町村数」とは、当該年度に里山の保全、整備及び活用に関する事業に取り組む市町村数とします。

3 取組の方針

里山整備を担う里山活動団体への支援を従前どおり続けていくほか、企業等の社会貢献に関するニーズにあった里山活動や、市町村が実施する森林環境譲与税を活用した地域の実情に応じた里山活動など、地域と県民、企業などの多様な主体の連携をコーディネートする機能の強化・充実に努めます。

（1）里山整備活動の支援

里山活動団体等による里山整備活動を支援するため、以下の取組を行います。

ア 自立した里山活動団体の育成・支援

里山活動団体の取組が継続的かつ安全なものとなるよう、後継者の確保・育成及び安全対策を支援して、里山活動団体の育成を図ります。

また、里山活動団体の自立に必要とされる、組織としての基盤強化や、マネジメント能力の高い人材の育成等を支援します。

イ 里山活動団体の連携の促進

里山活動団体同士の交流や連携を支援し、地域で活動する里山活動団体のネットワーク化を進め、互いの連携を促進することで、里山活動の裾野を広げます。

ウ 地域の課題に取り組む里山活動の促進

イノシシ等の野生鳥獣による被害や手入れ不足による森林景観の悪化、放置竹林の拡大に対処するなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を促進します。

また、海岸防災林の再生などの地域の課題に取り組む里山活動団体を支援します。

（2）市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進

市町村と連携して、県民等が一体となった里山活動を推進するため、里山活動団体、企業や教育関係機関、土地所有者、地域住民等の多様な人々の参画の下で、健全な森づくりを行うため、県土保全、自然災害の軽減、水源かん養や地球温暖化防止、生物多様性保全等の多面的機能の発揮につながるコーディネート機能の強化に取り組めます。

また、森林が少ない県北西部地域や高齢化・人口減少が進む県東部・南部地

域など、それぞれの里山地域における課題に対応して、地域に最も密着した市町村との連携をさらに深め、各種施策を進めることで地域の活性化を図ります。

ア 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化

(ア) 森林環境教育等の推進

市町村と連携して、里山活動に対する県民の理解や里山活動の裾野を広げるため、「子育て世代を中心とした森林環境教育」を推進します。

(イ) 企業と里山活動団体等との連携支援

社会貢献活動、福利厚生活動、SDGsの推進やESG経営(*1)等に取り組む企業と里山活動団体等との連携を支援します。

(*1) ESG経営：「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」を目指す経営

イ 里山資源の有効活用による地域の活性化

里山活動による緑豊かな里山の景観や伝統的な文化等の里山が有する資源を活用した都市部と森林地域の交流や、間伐材等の里山資源を活用する取組、木育活動や木育に関する人材育成を支援します。

V 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 里山整備活動の支援

(1) 自立した里山活動団体の育成・支援

ア 里山活動団体の組織基盤強化

里山活動団体の基盤強化を目的とするマネジメント講座や、自立した団体運営に必要な助成制度の情報提供などにより、里山活動団体の持続的な運営を支援します。

また、長期間継続して活動を行っている里山活動団体や特色ある活動を行う里山活動団体等、地域に根ざして貢献している団体をホームページ等で広く紹介します。

イ 安全衛生教育の推進と事故防止の徹底

チェーンソー・刈払い機などの林業用機械の講習会や、伐採に伴う掛かり木の安全な処理等に係る安全衛生確保に係る研修をこれまで以上に積極的に実施するなど、安全衛生教育の推進と事故災害の未然防止の徹底を図ります。

ウ 里山巡回相談の実施

里山活動協定を締結した里山活動団体等に対して、県の林業普及指導員、森林研究所職員等が活動地を訪問し、森林の整備方法等について必要な指導・助言を行います。

(2) 里山活動団体の参画の促進

ア 里山情報バンクの活用

多様な人々の参画を促進し、土地所有者による管理が見込めない森林等の里山の整備を促進するため、市町村と連携して土地所有者と里山活動団体を結びつける「里山情報バンク」の一層の活用を図ります。

イ 里山活動の総合窓口の充実

里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応、企業と里山活動団体のマッチング等里山活動全般をサポートする核となる団体の育成・強化に努めます。

ウ 新規参入する里山活動団体の支援

国・市町村と連携した森林・山村多面的機能発揮対策を実施し、新規参入する里山活動団体を支援します。

エ 里山の広報活動と情報共有化の推進

県内で実施されている里山活動を広く県民に紹介し、里山新聞や里山活動支援ホームページにより、里山活動団体同士の情報の共有化を図るとともに、地域団体及び企業の活動を紹介し、里山活動団体や企業に里山保全活動の支援に関する情報の提供を行います。

(3) 地域の課題に取り組む里山活動の促進

手入れが行き届かず、整備が不十分な森林の間伐や放置竹林対策、景観の保全、海岸防災林の再生整備など、地域の課題に取り組む里山活動を支援します。

また、イノシシ等の野生動物による被害が懸念される集落周辺の森林の整備を行うなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を支援します。

2 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進

(1) 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化

ア 森林環境教育等の推進

市町村、里山活動団体、土地所有者、地域住民、企業、教育機関などが連携・協働して、里山を活用した親子向け自然体験イベントの実施、小学校・保育園・幼稚園等での自然体験や森林環境教育の推進の場の提供などの仕組みづくりに努め、それぞれの役割や活動の継続・発展を図るためのネットワークの構築等を目指します。

イ 企業と里山活動団体等との連携支援

森林環境教育や里山整備を進めるため、スポンサーシップ(*2)の活用や、森林活用型ワーケーション(*3)などに取り組む企業と里山活動団体等との連携を進めます。

(*2) スポンサーシップ：企業などがスポーツや文化、芸術イベントなどに金銭的、物的、人的な支援をすること

(*3) ワークケーション：「work（労働）」と「vacation（休暇）」を組み合わせた造語

観光地やリゾート地でリモートワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方

(2) 里山資源の有効活用による地域の活性化

ア 都市部と森林地域の交流の促進

緑豊かな自然環境や伝統的な生活習慣、豊富な農林水産物等里山を中心とした地域の魅力のPRを行うとともに、里山活動体験等を通じて都市部と森林地域の住民交流を促進するなど、地域の活性化につながる取組を進めます。

イ 間伐材等の里山資源の活用

里山の保全・整備活動において発生する間伐材等を有効活用して、薪・炭等の生産や林地残材を資源として利用する木の駅プロジェクトの推進など、里山資源を活用する取組を促進します。

ウ 木育活動等の推進

千葉県木育推進方針に基づく木育活動や木育に関する人材育成を支援します。

3 調査及び研究の推進

多様で健全な里山の保全、整備等のための調査及び研究に取り組みます。

ア 里山資源の活用を今後の里山活動の発展につなげるべく、里山資源の情報や里山に関するニーズの情報の収集・分析に努めます。

イ 2050年カーボンニュートラルを見据えた、CO₂吸収量認証制度に基づくソーシャルビジネス活動等の導入に向けた関係機関との連携など、里山を保全・管理することが地域の利益につながる仕組みの研究に努めます。

VI 施策を推進するために必要な事項

1 地域の合意形成と市町村との連携強化

里山は、過去から連綿と続く地域の人々の営みの中で形成されてきたものです。

また、里山の保全、整備及び活用に当たっては、市町村の積極的な関与の下、地元での合意形成が図られ、地域に根ざした取組であることが必要となります。

このため県では、市町村と連携を図り、市町村が行う施策を支援することにより、地域での里山活動の拡大を図ります。

2 関係施策との調整と連携

平成 29 年度から、林野庁・県・市町村が連携して里山活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策による支援に取り組んでおり、新たな里山活動団体がこの事業を導入できるよう、バックアップを図ります。

また、森林環境譲与税を活用した各種施策と里山施策との連携や、地域の獣害対策等との連携により、里山整備の効果的な推進を図ります。

併せて、市町村や教育機関等との連携強化など、積極的な支援に取り組み、里山の保全、整備及び活用に対する県民の理解の促進を図ります。

3 進行管理

社会情勢の変化や県民の意向、里山活動団体・土地所有者のニーズを反映した、柔軟かつ的確な里山施策を展開するため、里山活動の実施状況を把握し、施策に反映します。